

## 体育施設・学校施設使用料金改定及び本予約(使用料支払い)期間について

日頃より安曇野市体育施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

令和元年10月1日から予定されている消費税の引き上げに伴い、安曇野市体育施設・学校施設の使用料を改定いたします。

10月1日以降の本予約手続き及び施設使用料の支払いについては、下記のとおりとなりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

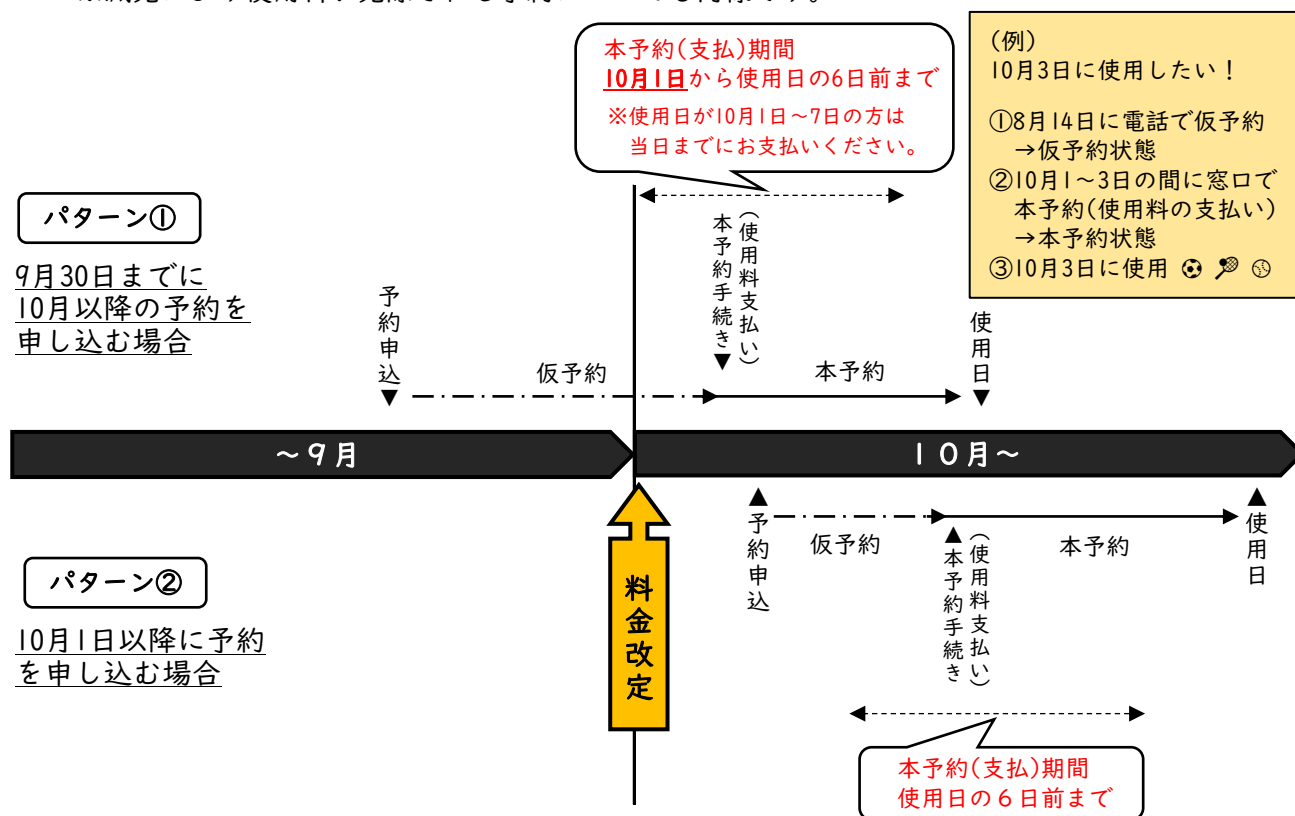
### ★ 改定後料金の適用開始日

令和元年10月1日(火)より

### ★ 本予約(使用料支払い)手続き時期

適用開始日前に改定後の使用料金を支払うことはできません。お手数ではございますが、使用日が10月1日以降の予約は、10月1日以降に本予約手続きを行ってください。

※減免により使用料が免除される予約についても同様です。



※ 9月までの予約と10月以降の予約を併せてされている場合も、9月30日までの予約は使用の6日前までに本予約(支払)手続きを行い、10月1日以降の予約は10月1日以降に本予約(支払)手続きを行ってください。

※ 特に10月第1, 2週に使用される方は支払期限が大変短くご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記又は各施設窓口へお問い合わせください。

安曇野市教育委員会 生涯学習課スポーツ推進担当  
〒399-8281 安曇野市豊科6000番地 本庁舎3階5番窓口  
☎: 0263-71-2467 (平日 午前8時30分~午後5時)

